

## スキー場受託事業の成果と課題

飯山・山ノ内担当区事務所 ○永 漸 広 文  
 木島平担当区事務所 丸 山 孝治郎  
 野沢担当区事務所 佐々木 克 芳  
 庶務課労務係 大 屋 孝 好

### 要 旨

当署において、従来、現場職員は他署の冬山作業に従事してきたが、昭和60年からスキー場受託事業を導入した。本年度4年目を迎え事業が軌道にのったので、その成果と今後の課題について考察したものである。

### はじめに

当署管内は、全域に亘り冬期間の積雪量が多く、最深積雪が2.0～4.5mを超えるなど、典型的な裏日本型気候を示す我国有数の豪雪地帯である。

そのため、その間の造林事業等は不可能であり、現場職員は、従来他署の冬山作業に従事してきたが、昭和60年からスキー場受託事業を導入した。

### I 事業内容

#### 1. 対象スキー場

- (1) 野沢温泉スキー場（国設村営）下高井郡野沢温泉村大字豊郷
- (2) 木島平スキー場（国設村営）下高井郡木島平村大字往郷
- (3) 北志賀竜王スキー場（民営）下高井郡山ノ内町大字夜間瀬

これらのスキー場は、図-1 スキー場位置図、表-1 スキー場概要のとおり。

#### 2. 契約方式

就業規則、身分、指揮命令は当局へ置く事業受託契約方式を採り、委託者が受託料を納入する。

#### 3. 指揮命令及び休暇の申請

作業指示は、あらかじめ営林署長が行い、細部については、スキー場側からの要請によるものとする。

休暇等の申請は、担当区主任に申請すると共にスキー場管理者へ連絡をする。

（図-2 指揮命令系統図のとおり）

#### 4. 業務の範囲

リフトの運転、改札、乗降客の案内誘導、ゲレンデ整備である。

（図-3 スキー場機構図のとおり）

#### 5. 労務形態

スキー場の運営上から、同一休務とできないため、変形労働時間制を採用し、週休日等は属人

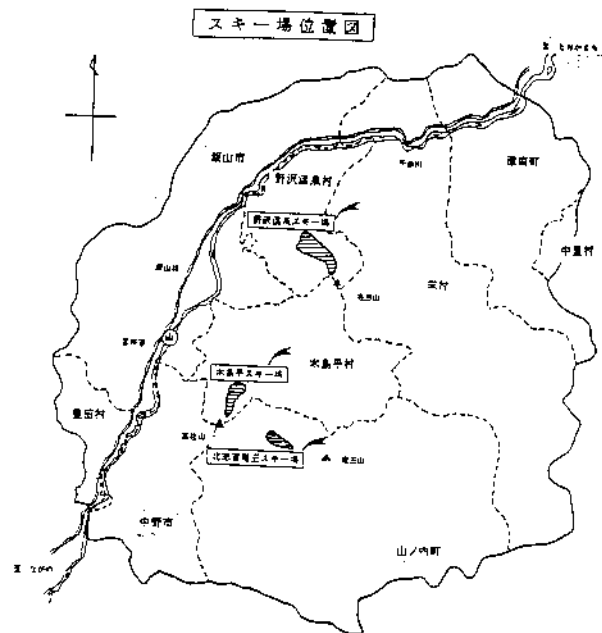


図-1 スキー場位置図

表-1 スキー場の概要 (62年)

区分 スキー場別	面積 (HA)	リフト数 (基)	シーズン中の 入込者数 (万人)	従業員数 (人)
(国設村営) 野沢温泉	270	33	86	355
(国設村営) 木島平	80	7	19	55
(民 営) 北志賀竜王	45	13	50	61

別に特定する。

#### 6. 受託料

地場賃金、経験年数等を勘案し、日額で決定し、毎月の就労実績により精算する。

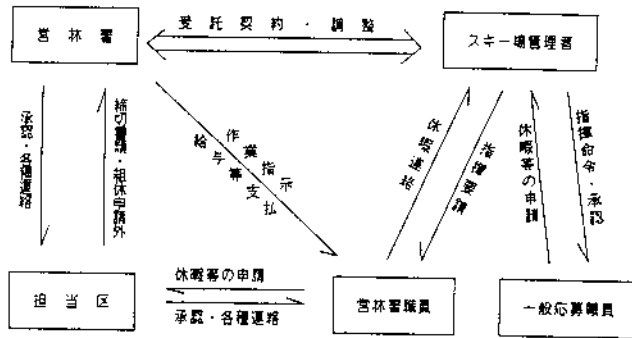


図-2 指揮命令系統図

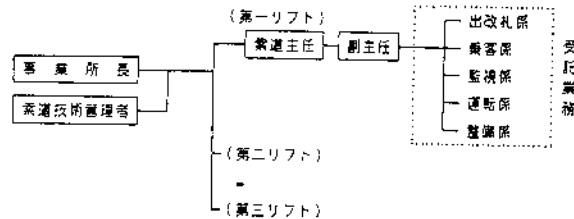


図-3 スキー場機構図

## II 実施結果

表-2はスキー場別、シーズン別の就労延人員と受託料金額を集計したものである。

60年は、試行的に野沢温泉(13人)木島平(5人)スキー場において実施した。

61年は、野沢温泉(16人)木島平(7人)北志賀竜王(8人)のスキー場において基職全員(31人)で実施した。

62年は、野沢温泉(15人)木島平(7人)北志賀竜王(8人)のスキー場において基職全員(30人)で実施した。

60~62年の実績に63年の見込を合計すると総延人員が約9,600人、受託料金総額が約6千万円となる。

## III 成果と問題点

### 1. 成果

(1) 署間流動に伴う間接経費が削減された。

59年度の署間流動に伴う間接経費を積算してみた結果から、山泊施設経費、旅費、山泊手当、人送費等の経費を合計すると1,327万円になり、一人当たりになると32万円になる。

受託事業によりこの経費が削減された。

表-2 受託事業の実施結果

年 別	スキー場別	野沢温泉	木島平	北志賀竜王	計
		スキー場	スキー場	スキー場	
60	延人員 (人)	1,370	385	0	1,755
	金額 (千円)	7,759	2,072	0	9,831
61	延人員 (人)	1,483	517	736	2,736
	金額 (千円)	9,081	3,021	5,241	17,343
62	延人員 (人)	1,364	508	712	2,584
	金額 (千円)	8,742	3,039	5,350	17,131
63 (見込)	延人員 (人)	1,382	492	699	2,573
	金額 (千円)	9,030	2,804	4,124	15,958

表-3 雇用先別表

(63年)

区分	地元市町村	県内 (地元を除く)	県外	計
野沢温泉	(50%) 178人	(45%) 160人	(5%) 17人	(100%) 355人
木島平	(100%) 55人	0	0	(100%) 55人
北志賀竜王	(54%) 33人	(21%) 13人	(25%) 15人	(100%) 61人

(営林署職員を含む)

(2) スキー場の雇用情勢が厳しい中で安定的な労働力確保に貢献している。

各スキー場においては、スキーシーズンに集中的な労務を要することから、地元及び地域外から臨時雇用者を採用し、対応しているが、その労務の確保に苦勞している実態にある。

(表-3 雇用先別表のとおり)

このような雇用情勢にあり営林署からの労務提供の果す役割には、大きいものがある。

なお、63年の当署職員は、野沢温泉14人(4%)木島平7人(11%)北志賀竜王8人(11%)となっている。

(3) 当署職員の勤務態度が良いため、国有林のPRに役立っている。

営林署において日頃から組織の一員としての就労に慣れており、組織就労を基本とするスキー場従業員にたやすく適応でき、また、勤務態度も良いことから評判が良く、受託を通じての国有林のPRに役立っている。

(4) 署管内での就労が可能となり、家庭生活も安定した。

従事職員の多くは、自宅通勤が可能となったことにより、精神的、物理的に家庭生活が安定してきた。

- 15) 接客業務を通じ従事職員に研修的効果が出た。

他企業において、宮林署の仕事とは大きく異なる接客などの業務への就労は、受託従事職員にとって研修的効果となって現れている。

## 2. 問題点

- (1) 職員給与と比較し受託収入が低い。

宮林署職員の給与日額と比較し、業種別地場賃金プラス経験年数により算定した受託料日額が低いという結果である。

- (2) スキー場一般職員に比べ休日が多く、また、その振替が困難である。

宮林署職員は、週休日、閉庁日、土曜日半日に加え年休等で休務しているが、スキー場一般応募職員は、週一回程度の休務であり比較すれば休務日は多く、また、安定的な一日当たりの人頭数を確保する上から振替も困難である。

- (3) 給与等の支払いが時間外となる。

作業の性格上、勤務時間中においては困難であり時間外とならざるを得なく、また、変形、変休労働時間制の採用等も支払いの支障となっている。

## IV まとめ

### 1. 受託事業の必要性

- (1) 当署管内は、豪雪地帯であり冬期間の経常作業は、積雪により不可能である。
- (2) 現金収入が確保できる。
- (3) 署間流動に伴う間接経費が削減できる。
- (4) 自宅通勤が可能である。
- (5) スキー場従業員が不足している。

以上のことから当署においては、受託事業を継続していく必要がある。

### 2. 受託事業を効果的に実施していくために、

- (1) 年次休暇を3月に集中して消化する傾向にあり、スキー場側にとってリフト運営人員の確保に大きな支障となっており、その使用期間を歴年単位にするか、繰越措置等を講ずる。
- (2) 受託期間中の給与等の支払い方法は、口座振込みとすることにより時間外支払いを避けることができる。

等の措置を検討する必要がある、これを実施することにより、より効率的な受託事業が実施できると考える。

## おわりに

この事業も本年で4年目に入り、各スキー場にもすっかり定着し、地元との結びつき、相互の協力関係を確立するなどの面からも、多くの人達から喜ばれており、今後一層努力したい。

なお、他署の受託事業の参考になれば幸である。